

令和元年 6 月吉日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

令和元年度北海道観光成長市場開拓促進事業【ベトナム市場】委託に係る  
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、北海道観光振興に関しご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、経済成長を続けているベトナムを、今後の成長市場と捉え、北海道への訪問客は将来的に有望とみております。その為、今年度も北海道の P R を積極的に実施して、将来の観光客誘致につなげたいと考えております。

つきましては、戦略的な宣伝誘致活動に係る事業提案を募集することと致しましたので下記要領にて企画提案を募集致します。

敬具

記

1. 委託事業名 「令和元年度北海道観光成長市場開拓促進事業【ベトナム市場】」
2. 業務委託期間 契約締結日～2020 年 3 月 19 日
3. 業務委託内容  
ベトナム市場における次の事業の企画提案・実施  
(1) 旅行博出展 (JNTO 主催)  
(2) 北海道観光セミナー (機構主催)  
(3) セールススクールの実施  
(4) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成  
(5) 上記以外でさらなる広告宣伝や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施他
4. 事業費 3,700,000 円 (消費税等込)
5. 事業説明会の実施  
事業詳細に関する説明会は開催致しません。
6. スケジュール (予定)  
7 月 3 日 (水) 企画提案参加表明締切  
7 月 17 日 (水) 企画提案書の提出期限  
7 月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定  
契約締結・業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階

誘客推進本部 海外誘客部 担当 藤井

TEL 011-231-6736 Fax 011-232-5064

E-mail h\_fujii@visithkd.or.jp

# 令和元年度北海道観光成長市場開拓促進事業（ベトナム）企画提案指示書

## 1. 目的

日本を訪問する外国人観光客は、2018年に約3,119万人を記録し、前年対比112.3%の増加となった。ベトナムは、同じく2018年に38万9千人を記録（前年対比125.9%）し、引き続き増加傾向にある。北海道には、豊富な観光資源に恵まれていることから、ベトナムからの観光客誘客を目的に、次のとおりベトナム市場のプロモーション事業を実施する。

## 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

## 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～2020年3月19日(予定)

業務スケジュール：

7月3日（水） 企画提案参加表明締切

7月17日（水） 企画提案書の提出期限

7月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定

契約締結・業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

## 6. 業務委託内容

以下の事業内容について企画提案すること。

### (1) 旅行博出展

ジャパンベトナムフェスティバル

・日時：2020年2月実施予定

・場所：ベトナム・ホーチミン

・業務内容

・ブース出展に係る企画、運営

・ブース運営に必要な各種備品の手配

・装飾に関する企画、調整

・配布資料の企画、制作

・資料等の送付

・通訳の手配

・北海道側参加者の取りまとめ（観光関係者）

・アンケートの実施（目標値500以上）

### (2) セールスコールの実施

(1)の日程前後又は期間中に、航空会社、旅行会社及びメディアを対象としたセールスコールを実施すること。

対象とする航空会社、旅行会社及びメディア並びに実施内容については、各業種の特性に応じたものとし、適切に

企画すること。

- ・セールスコールの手配
- ・セールスコール先選定及び訪問予約（5社程度）
- ・ベトナム語通訳手配×1名（スキルが高く業界用語を理解できること）
- ・ツール制作

ベトナム旅行会社の北海道に関する認知度に対応した内容のツールを作成すること。

ツールの種類については、ベトナムの旅行会社が商品造成の際に有効活用できるものを選択すること。

（例：北海道観光モデルコースなど）

(3)北海道観光セミナー・商談会の実施

旅行会社及びメディアを対象に北海道の魅力をPRするために、北海道観光セミナーを実施する。

観光セミナーはパワーポイントでプレゼンテーションを実施し、北海道観光のトレンドを季節に応じたコースをもとに説明し商品造成へと繋げる。

- ・日時：2019年11月実施予定
- ・場所：ベトナム・ハノイ
- ・北海道観光セミナー会場の確保（招集場所として適切なこと）
- ・北海道観光セミナー参加者の選定と参加依頼（招集目標を設定すること）
- ・セミナー用パワーポイント作成（機構パート及び共同参加者）
- ・ベトナム語通訳手配×1名（司会進行及びプレゼンター）
- ・商談会時のベトナム語通訳手配×5名程度（想定）

(4)上記以外でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

(5)報告書の作成

上記(1)～(4)の事業内容に関する報告書を作成すること。

## 7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：2019年7月3日（水）午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
誘客推進本部 海外誘客部（担当：藤井）  
TEL 011-231-6736  
Email: h\_fujii@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

## 8. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表  
企画提案の内容をA4一枚に簡潔にまとめたものを作成し、企画書の冒頭に配置すること。
- (2) これまでの事業実績  
会社の業務内容及び本事業類似の事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績についても記載すること。
- (3) 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制を明記し、具体的に記載すること。  
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書  
費用項目の明細を記載すること。  
※観光機構職員の旅費は見積に含めないこと。

## 9. 予算上限額

3,700,000円（消費税含む）

## 10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA 4版のみとする。また、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。
- (3) 提案の内容で、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (4) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 4部  
(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの3部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
誘客推進本部 海外誘客部 (担当：藤井)  
TEL 011-231-6736
- (3) 提出期限 2019年7月17日(水) 午後3時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。  
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

## 12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出していただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

## 13. 企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

### (1) 企画提案の目的適合性

- ① 旅行博覧会展出の内容は、ベトナム市場の特性に応じた内容となっているか。また、ベトナム人観光客誘致の促進のために効果的か。
- ② セールスコール及び意見交換会の内容は、ベトナムの旅行会社及びメディアの状況に応じた内容となっているか。
- ③ 商談会のツールについては、ベトナムの旅行会社が旅行商品を造成する際に有効なものか。

### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

### (3) 業務遂行能力

ベトナム市場の特性を踏まえた事業を実施するためのノウハウを備えており、また、その企画内容を遂行する能力があるか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (5) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。  
※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業委託先の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（ベトナム）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（ベトナム）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

### (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和元年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)

(代表者) ④

構成員 (所在地)  
(名称)

(代表者) ④

構成員 (所在地)

(名称)  
(代表者) ④